

令和6年度

西之表市健全化判断比率審査  
及び資金不足比率（法非適用）審査意見書

西之表市監査委員



西 監 第 3 0 号  
令和 7 年 8 月 2 6 日

西之表市長 八板 俊輔 様

西之表市監査委員 日高 研一

西之表市監査委員 田添 辰郎

令和 6 年度決算における西之表市健全化判断比率及び資金不足比率（法非適用）の  
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度決算における西之表市健全化判断比率及び資金不足比率（法非適用）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見を提出します。



# 令和6年度 健全化判断比率審査及び資金不足比率（法非適用） 審査意見

## 第1 審査の基準

この審査は、西之表市監査基準に基づいて実施した。

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査（健全化判断比率審査）及び第22条第1項に基づく審査（資金不足比率審査）

## 第3 審査の対象

令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率

## 第4 審査の着眼点

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として審査を実施した。

## 第5 審査の主な実施内容

西之表市監査基準に基づき、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に基づき適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、提出された資料と照合及び確認を行うとともに、関係職員からの説明を聴取する等の方法により審査を実施した。

## 第6 審査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

監査委員室

### 2 実施日程

令和7年7月11日から同年8月26日まで

## 第7 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、適正に作成されているものと認められた。

なお、令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率は、次の表のとおりである。

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	14.29%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	19.29%	30.0%
実質公債費比率	8.9%	9.0%	9.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	—	350.0%	—

※実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は「—」と表示される。

※将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示される。

資金不足比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
地方卸売市場特別会計	—	—	—	20.0%

※資金不足が生じていない場合は「—」と表示される。

## 2 個別意見

### (1) 実質赤字比率について

当年度の実質収支額が黒字であり、実質赤字額が生じていないことから、算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質収支が黒字であり、連結実質赤字額生じていないことから、算定されない。

### (3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は8.9%となっており、前年度と比較すると0.1ポイント改善されており、早期健全化基準を下回っている。

### (4) 将来負担比率について

充当可能財源等が将来負担額を上回っており、算定されない。

### (5) 資金不足比率について

地方卸売市場特別会計において、資金不足はなく、経営健全化基準以下となっている。

## 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。少子高齢化により将来的に社会保障費の増大が見込まれるほか、鴨女町団地集約・建替事業や多世代交流施設の整備など、公共施設の維持管理等に要する費用の増加が予想されることから、「選択と集中」により効果的かつ効率的な事務事業の推進に努め、引き続き健全な財政運営に努められたい。

